

## 【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 平成29年12月5日(火) 15時00分

2. 開催場所 篠栗町役場2階 中会議室

3. 出席委員(14名)

農業委員

5番 鷹巣 礼子(会長)

2番 藤 勝徳(副会長)

1番 藤 憲作

3番 藤 好信

4番 岡部 秀美

6番 古屋 英昭

7番 三代 由美子

8番 関 寛仁

9番 松田 護

10番 萩尾 由紀子

11番 城戸 一寿

12番 呑山 辰巳

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

合屋 光久

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画  
について

議案第2号 相続税の納税猶予にかかる適格者証明願について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 俊孝

事務局員 田村 明広

事務局員 葉山 芳樹

7. 会議の概要

<p>議 長</p>	<p><b>【開会のあいさつ】</b></p> <p>只今から篠栗町農業委員会平成29年12月期総会を開催いたします。</p> <p>本日の総会は皆さん出席で、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により成立しております。</p> <p><b>【議事録署名人の指名】</b></p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>9番：松田 委員</p> <p>12番：呑山 委員にお願いします。</p> <p><b>【会議書記の指名】</b></p> <p>また、本日の会議書記について事務局葉山さんを指名いたします。</p> <p><b>【日程の説明】</b></p> <p>本日の日程ですが、議案第1号、議案第2号を審議後、事務局より連絡事項を受け散会いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について】</b></p> <p>それでは、「議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について 説明】</b></p> <p>議案の説明に入ります前に皆様にお知らせいたします。</p> <p>議案書1頁の審議番号1については藤 勝徳副会長ご本人が申請人になります。</p>

これは「農業委員会法第 24 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 10 条、議事参与の制限」の規定に該当します。

事務局説明の間はそのままですが、採決時には退室いただくことになります。議長からご案内がありますので、その際は退室をお願いいたします。

それでは説明いたします。議案書は 1 頁、2 頁をご覧ください。

篠栗町長より、平成 29 年 11 月 27 日付で、篠栗町農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定、新規 4 件、更新 1 件、合計面積 10,263 m<sup>2</sup>です。

#### **【議案書の朗読】**

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。

以上です。

<p>議 長</p>	<p><b>【議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について 採決】</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>議案第 1 号に関し何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
<p>8 番 (関 委員)</p>	<p>審議番号 2, 3, 4 は使用貸借権となっておりますが、何か経緯はあるのでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>2, 3, 4、に限らず、使用貸借権にするか賃借権にするかは双方の合意に基づくものですので、貸し手、借り手の間での合意事項になりますので、事務局で何か聴取をするという事はありません。</p>
	<p><b>【議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について 採決】</b></p> <p>他に何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>ご意見、ご質問がありませんので、採決いたします。</p> <p>まず議案第 1 号の審議番号 1 について審議、採決いたします。</p> <p>藤 勝徳副会長は、議事参与の制限に該当しますので、審議番号 1 の採決終了まで退室をお願いします。</p> <p><b>【藤 勝徳 副会長 退室】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 1 号の審議番号 1 について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p>

	<p>出席委員全員の賛成により、議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画の審議番号1については原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは藤 勝徳副会長は入室してください。</p> <p><b>【藤 勝徳 副会長入室】</b></p> <p>審議番号1については採決されましたので藤 勝徳副会長にお知らせ致します。</p> <p>次に審議番号2から5について採決いたします。</p> <p>議案第1号の審議番号2から5について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員賛成】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画の審議番号2から5については原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第2号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について】</b></p> <p>議案第2号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第2号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について】説明</b></p> <p>それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について説明いたします。まずは、この制度について簡単にご説明いたします。</p> <p>被相続人から農地等を相続した際、場合によっては相続税が発生します。この相続税の納付を猶予し、猶予後も一定の要件を満たせばその猶予した税額を免除するという税法上の制度です。これを「相続税の納税猶予の特例」と言います。</p> <p>この特例の適用を受けようとする場合、相続発生後10ヶ月以内に、税務署に</p>

対し申告しなければなりません。その際農業委員会が発行した「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を資料として添付することとなっています。このため今回適格者証明願の申請があったものです。

では、一体どういった点について、農業委員会は適格者として証明するのか、ということですが、

- 一、 被相続人が死亡の日まで営農を営んでいた人であること。
- 二、 被相続人から相続した農地について、相続人が申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人であること。
- 三、 被相続人が農業の用に供していた農地等で、相続税の申告期限までに遺産分割協議されたものであること。

以上の点が特例の適用を受けようとする相続人に、求められる要件となります。税務署では把握しきれないため農業委員会が適格者かどうかについて審議し、適格者証明書の発行を行うこととなります。

今回、税務署に対して申告したからといって、税の納付義務がなくなった訳ではなく、あくまでも要件を満たしている間は「猶予します。」というものですので、例えば、農地として営農していない事となると、納税猶予から除外され、本税と利子税を一括で納付を求められることとなります。このため3年毎に、「特例の適用を受けるための継続届出書」を税務署に提出する必要がありますし、この継続届出書には、再度農業委員会の証明が必要となります。また税務署から農業委員会に対し、営農実態の調査依頼なども行われています。

要件を満たしていれば免除されますが、要件を欠くと一括で納付してください。という税法上の制度となります。

**【別添資料説明】**

では、今回の申請について説明いたします。

**【議案書の朗読】**

平成 29 年 11 月 27 日付で申請を受け付けたものです。

申請に必要な添付書類については全て具備されており、中身の審査においても何ら問題はありませんでした。また申請地についても、現地確認の結果、耕作により適正に管理されております。

ただし、津波黒 262-5 の 1 筆だけ現地確認不能地となっております。これは国土調査において現地確認ができなかった筆であり、現地は分からないが登記簿上は残っている。といった性格のものです。

税務署に確認しましたところ、例え現地確認不能地であっても、相続税の計算の基礎にはなるため、証明の明細には含んでください。とのことでした。計算の基礎には含まれますが、現地確認不能地であることから評価額がありませんので、結果としては相続税は課税されないこととなります。

こういったケースの場合、登記名義人が生前中に登記の閉鎖を行うべきだったでしょう。とアドバイスがありましたので、今後相続される申請人にて登記の閉鎖を行うとのことでした。

事務局の説明は以上です。

議 長

**【議案第 2 号 相続税の納税猶予にかかる適格者証明願について採決】**

他に皆さんから何かご質問はありませんか。

**【質問なし】**

それでは、採決いたします。議案第 2 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、原案のとおり決定し証明書を発給することに賛成の方は挙

	<p>手をお願いします。</p> <p><b>【出席委員全員賛成】</b></p> <p>全員賛成により、議案第2号は原案のとおり決定し、証明書を発給することといたします。</p>
議 長	<p>それでは、事務局から連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 1月26日 福岡県農業委員、最適化推進委員研修大会</li><li>② 2月7日の総会日程変更</li><li>③ 12月13日商工会餅つき</li><li>④ 視察会計報告</li></ul>
議 長	<p>皆様から何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p><b>【特に意見等なし】</b></p> <p>それでは、これで平成29年12月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>